ロケ支援依頼書

[行方市(行方市フィルムコミッション)] 御中

(₹

住所

依頼者に関する事項

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下のとおりロケ支援を依頼します。

依頼者	名称			
	代表者		印	
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:	
担当者 E-mail				
撮影する作品に	関する事項			
作品名				
作品の種類	□映画 TV番組(□TVドララロTVCM □プロモーションビロその他(具体的に:		祖 □旅番組))
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ				
作品概要シーン概要				
製作会社名		 配給元·放送局 		
公開·放映日程	年 月 日()	~ 年 月	日()	予定 or 決定
添付資料	□企画書 □スケジュール □ □絵コンテ、イメージボード等 □その他(具体的に:	□台本、脚本 □ス	タッフ表、出演者表)
行方市をロケ地に 選んだ理由(必須)				

■行方市(行方市フィルムコミッション) 〒311-3892 行方市麻生 1561-9 TEL 0299-72-0811 送付先 FAX: 0299-72-2174 / E-mail: name-fc@city.namegata.lg.jp · namegata.fc@gmail.com

撮影現場に関する事項								
ロケハン日程	年	月	日(のうち)~ 日間	年	月 日	()	予定 or 決定
撮影日程	年	月	日(のうち)~ 日間	年	月 日	()	予定 or 決定
現場責任者氏名				現場責連絡		TEL FAX 携帯電話	Ä :	
主なロケ予定地								
撮影人員	ロケハン	名 /	ロケニタ	名(内訳:ノ	スタッフ	名・俳優	名・そ	の他名)
撮影車両	□ロケバス	台	□乗用車	 台 ロトラ	 ッツク 台	☐IBO>		□その他 台

支援内容に関する事項				
希望支援内容	□ロケ地選定、ロケハン協力 □ロケハン同行、ロケ同行 □ロケーションに関する資料(地図、写真)の提供 □撮影協力施設の紹介 □民間、公共施設等での撮影交渉協力 □撮影に関する許可手続協力 □宿泊手配協力 □地元住民への協力依頼 □現地エキストラ、出演者、現地スタッフ手配協力 □方言指導手配協力 □車両、機材等備品手配協力 □ケータリング協力 □その他(具体的に:)		
その他				
依頼に関する				
特記事項				

質問事項		
行方市によるロケ現場の撮影(出演者が映りこまないものい ※撮影実績資料として、ロケ・撮影現場の写真・ビデオ撮影等をごえ	承諾・不承諾	
行方市に撮影の成果物を提出するか。 ※撮影実績資料として、成果物(ポスター、パンフレット、サイン、	承諾・不承諾	
作品に「行方市」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾・不承諾	
地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾するか。	承諾・不承諾	
ロケの様子をホームページ等で広報することを承諾する	承諾・不承諾	
ロケ・撮影保険への加入はあるか。		有・無
ロケ弁依頼の予定はあるか。	※有の場合(約 名分)	有・無
スタッフ宿泊の予定はあるか。	※有の場合(約 名分)	有・無

■行方市(行方市フィルムコミッション) 〒311-3892 行方市麻生 1561-9 TEL 0299-72-0811 送付先 FAX: 0299-72-2174 / E-mail:name-fc@city.namegata.lg.jp · namegata.fc@gmail.com 依頼者は、行方市(行方市フィルムコミッション)(以下「当団体」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影 その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものと します。
- 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するもの とします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていな いと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあ ります。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確 にし、変更があった場合には直ちに通知するものと します。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、 必要な措置を取るものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブル が発生したときは、警察、消防等への通報を含む適 切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した ときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故 その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、 スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に 生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

• 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4. 地域住民の合意形成、現地における調整等

- 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明 その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑とな る行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会 を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう 努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとど めるために合理的に必要な措置をとるものとしま す。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び 集まることが予想される場合には、合理的に必要と される警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示 を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その 送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で 行うものとします。
 - 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼

者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わない ものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュール その他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体 の求めに応じて事前に当団体に提出するものとし ます。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケ ジュールその他の計画に変更が生じた場合には、 直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた 場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清 掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等 に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団 体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と 当団体は必要な事項について誠実に協議するもの とします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼 者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとし ます。

10. 免責

• 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、 同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援 の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことが あります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行 できないことについて責任を負わないものとしま す。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と 依頼者との間における契約その他の取引について 責任を負わないものとします。

11. 広報

• 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が 映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾 すること。
 - e. 撮影による経済効果測定のためのアンケート に協力すること。